

令和元年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年6月3日(月)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、見上 豪紀、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第24号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第25号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第9号 登録の移替えをした者について
 - 報告第10号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第11号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第26号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び公示の日について
 - 議案第27号 投票所を定めることについて(参院選)
 - 議案第28号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて(参院選)
 - 議案第29号 投票所記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(参院選)
 - 議案第30号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(参院選)
 - 議案第31号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて(参院選)
 - 議案第32号 開票の日時及び場所を定めることについて(参院選)
 - 議案第33号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて(参院選)
 - 議案第34号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(参院選)
 - 議案第35号 選挙人名簿の移替えの延期について(参院選)
 - 議案第36号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて(参院選)
 - 議案第37号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(参院選)
 - 議案第38号 期日前投票立会人の選任について(参院選)

議案第39号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）

午前8時56分

石井書記長 おはようございます。

只今から令和元年第5回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、委員長の方から挨拶をお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。田植えも終わり一段落しているところではないかと思います。今回の議案ですけれども、定時登録のほかには、参院選関連の議案もありまして、かなり多くの議案となりますが、慎重審議をよろしくお願いします。新聞報道等によりますと、参院選の方は野党が統一候補でという体制らしいですが、投票率が上がってくればいいという思いです。ただ、衆院選がまだどうなるかわからず予断を許さない状況でありますので、どうなるかわかりませんが、粛々と進めたいと思います。

石井書記長 はい。ありがとうございます。引き続き進行をお願いしたいと思っておりますけれども、私、所要により退席させていただきますので、この後の進行について、委員長始め委員の皆さんよろしくお願いいたします。

（石井書記長退席）

嶋田委員長 会議を始めさせていただきます。

本日の会議録の署名委員ということで、川田委員と加賀谷委員をお願い致します。

それでは、案件の議案第24号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第24号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を令和元年6月1日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和元年6月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成13年4月9日から平成13年6月2日までの方が対象となります。人数は、男8人、

女 7 人、計 15 人となります。

次に、「2」の転入登録については、平成 31 年 3 月 1 日以前より引き続き三種町に居住され 3 ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、平成 30 年 12 月 29 日から平成 31 年 3 月 1 日までに転入した方で、人数は、男 10 人、女 15 人、計 25 人。

よって、本日の登録者総数は、男 18 人、女 22 人、合計 40 人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1 頁に、転入登録につきまして、2 頁に記載しております。

議案第 24 号の説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 無いようでございますが、議案第 24 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第 24 号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 次に、議案第 25 号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第 25 号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を令和元年 6 月 1 日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が平成 31 年 4 月 6 日から令和元年 5 月 31 日までの方が対象で、男 29 人、女 17 人、計 46 人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、平成 31 年 1 月 31 日以前に三種町から転出され 4 カ月経過された方が対象

となります。転出日の範囲は、平成30年12月7日から平成31年1月31日までとなります。人数は、男13人、女16人、計29人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男42人、女33人、合計75人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁から4頁、転出抹消は5頁に記載しております。No. 31の方ですが、死亡年月日が4月4となっております。届出日を確認したところ、4月10日に届出されておりましたので、今回の抹消となります。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第25号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第25号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第9号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第9号「登録の移替えをした者について」。

令和元年6月1日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成31年3月8日から令和元年5月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男11人、女17人、合計28人となります。

別冊名簿の6頁から8頁に対象者を掲載しております。No. 13の方ですが、死亡抹消の名簿にも掲載されておりますが、4月17日に転居後、死亡されたことを確認しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質

間等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

嶋田委員長 それでは、特に無いようですので、報告第9号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第9号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第10号と報告第11号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は298である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回6月定時登録の抹消者数が75人、登録者数が40人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,900人、女8,000人、合計で14,900人となり、選挙時登録から34人の減となっております。この14,900人の50分の1の数となります。

続きまして、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,967である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,967となります。

以上で、報告第10号と第11号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、
お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第10号、第11号
を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

ご異議無いようですので、議案第25号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第26号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について」ということで、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 案第26号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日
及び告示の日について」。

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日
を次のとおり定める。

1 選挙期日 令和元年9月8日

2 告示日 令和元年9月3日

内容について説明致します。

下岩川財産区議会議員の任期が、令和元年9月19日に満了致します。

任期満了に伴う財産区議会議員の一般選挙は、公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了の日の前30日以内に行うこととなっております。

この選挙を行うべき期間中は、町議会の9月定例会が予定されている関係で、選挙事務を円滑に行うためにも、定例会の会期中とその前後は避けることが望ましいと思われまことから、選挙の期日を、令和元年9月8日に致したいとするものであります。

また、「選挙期日」につきましては、5日前までに告示することとなっておりますので、告示の日を選挙期日の5日前、令和元年9月3日に致したいとしております。

なお、選挙すべき議員の数につきましては、「三種町下岩川財産区議会条例」で6人と定まっております。

議案の説明は、以上でございますが、財産区議会議員選挙に関する法令の規定等につきまして、８頁で説明をさせていただきます。

まず、財産区につきまして、琴丘地区と八竜地区ではあまり馴染みがないと思われますので制度の説明からさせていただきます。

財産区は、町村合併を推進する手段として設けられた地方自治制度でございます。特定の地域の住民の利用に供されてきた旧町村の財産又は公の施設につきまして、合併後の新市町村に移管せず、従来の慣行に従い引き続きその地域の住民に管理権を残し、これに独立の法人格を認める制度で、地方自治法上は特別地方公共団体というふうに分類されております。

下岩川財産区につきましても、旧三町の合併も含め過去の町村合併の過程で設置されてございまして、下岩川地区の住民に、山林、原野、林道の管理と処分に関する権限が認められております。

財産区の議会議員の選挙につきましては、１にございましており、公職選挙法第２６８条に定めがございまして、町村の議会の議員の選挙に関する規定が適用されることになります。

また、２の選挙期日に関する公職選挙法の規定でございますが、第３３条の規定によることになりますので、任期が終わる日の前３０日以内にこれを行い、選挙期日は、少なくとも５日前に告示することになります。

次に、３の下岩川財産区議会議員の任期につきましては、財産区議会条例で任期４年と規定されてございまして、現職は平成２７年９月２０日から令和元年９月１９日までの４年間になっております。

最後に、４のこれまでの選挙期日と告示日でございまして、三種町となりましてから平成１９年、平成２３年、平成２７年の３回、ご覧の日程で執行されております。いずれも無投票でございます。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

議案第２６号について、ご意見、ご異議等ございませんか。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

嶋田委員長 異議無しとのことですので、議案第２６号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第２７号「投票所を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第２７号「投票所を定めることについて（参院選）」。

令和元年７月２１日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

内容の説明の前に、今日は参議院議員選挙関連の議案をご審議いただきますが、選挙期日がまだ正式決定されておられません。ただ、現時点の見込では７月２１日が濃厚ということで、先日開かれました県選管の会議でもこれを前提に選挙事務の説明がありましたことなどから、議案の方は選挙期日７月２１日、公示日７月４日で作成しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、議案の方でございますが、今回の選挙における投票所につきましては、これまでと変わらず、ご覧の２１カ所としております。施設の変更はございません。

説明は以上でございます。

嶋田委員長

議案第２７号について、ご意見、ご異議等ございませんか。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

嶋田委員長

異議無しとのことですので、議案第２７号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第２８号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第２８号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）」。

公職選挙法第４０条第１項の規定により、令和元年７月２１日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、前回の県議選と同様、落合投票区と勝平投票区で午後６時、閉鎖時刻を法定の午後８時から２時間繰り上げし、その他の投票区につきましても、１時間繰り上げを行いまして、午後７時としております。

ご承知のとおり、公職選挙法上は、午前７時から午後８時までが原則で、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻又は閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の参議院選挙につきましては、過去の例からも、近隣市町村の殆どで午後7時までになると思われまので、基本的にはこれに合わせる方向と致しました。また、繰上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますので、投票の機会は十分確保できると考えております。

説明は以上でございます。

嶋田委員長 はい。只今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

議案第28号について、ご意見、ご異議等ございませんか。

(「ありません。」「異議無し。」の声あり。)

嶋田委員長 異議無しとのことですので、議案第28号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第29号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」ということで、説明をお願いします。

畠山書記 議案第29号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(参院選)」。

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 令和元年7月4日(木) 午後5時30分から

場 所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

参議院の選挙区選挙におきましては、投票記載所に候補者の氏名と党派を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めることになっておりますので、そのくじを行う日時を、立候補届が行われる公示日の午後5時30分、場所を選管事務室に定めるものでございます。

なお、比例代表の方につきましては、県の選挙管理委員会がくじで定めることになっております。

説明は以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いとのことですが、議案第 29 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第 29 号は原案どおりということで決定致します。続きまして、議案第 30 号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。事務局の説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第 30 号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）」。

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び設置期間

(1) 琴丘地域拠点センター

期間 令和元年 7 月 13 日から令和元年 7 月 20 日まで

(2) 山本総合支所

期間 (1) と同じ

(3) 八竜農村環境改善センター

期間 令和元年 7 月 5 日から令和元年 7 月 20 日まで

投票時間は、いずれも午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

令和元年 7 月 5 日から令和元年 7 月 20 日まで

時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

内容について説明致します。

まず、1 の期日前投票でございますが、琴丘地域拠点センターと山本総合支所の 2 投票所につきましては、開始が選挙期日の 8 日前の土曜日 7 月 13 日から選挙期日前日の土曜日 7 月 20 日までの 8 日間。八竜農村環境改善センターは、公示日の翌日 7 月 5 日から選挙期日の前日の土曜日 7 月 20 日までの 16 日間としております。

本庁と両支所で、設置期間が異なる訳ですが、前回 28 年の参議院議員通常選挙の際にも、琴丘、山本支所の設置期間を短くして開始日を遅らせた経緯がございます。前回は今回の公示予定日より 1 日早い公示だった関係で開始日を 9 日間遅らせております。

参議院選挙におきましては、選挙期日の17日前に公示されるのが通例でございます。期間の前半についてはこれまでの例からも投票は少ないと予想されますし、投票管理者や立会人、事務従事者の負担あるいは投票所の運営経費といったことを総合的に勘案しまして、両支所については前回28年の参院選と同様に、8日ほど開始を遅らせる内容で提案させていただいております。

開始時期を遅らせることで、琴丘、山本地区の選挙人の方々には多少ご不便をお掛けすると思いますが、後半の8日間は地元で投票できますし、早めにということであれば八竜の改善センターで投票することができますので、投票機会の確保という点では問題ないものと考えております。

次に、2の不在者投票に関しましては、法定の期間、時間で、場所は選管事務室に設置するとしております。

説明は以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明について、何か聞きたいことやご意見等ございましたら、どうぞお願いします。

嶋田委員長 無いようですが、議案第30号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第30号は原案どおり決定と致します。

次に、議案第31号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第31号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 令和元年7月2日（火）

説明致します。

不在者投票につきましては、議案第30号で説明致しましたとおり、公示日の翌日7月5日から投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に不在者投票の請求のあったものにつきましては、公示日前の市町村選管が定める日に投票用紙等の発送を開始でき

ることになっておりますので、その発送開始日を県の指示に基づき7月2日（火）に定めるものでございます。

以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

嶋田委員長 何かございませんか。
（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第31号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 はい。それでは、議案第31号は原案どおり決定することと致します。次に、議案第号「開票の日時及び場所を定めることについて」。説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第32号「開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）」。

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 令和元年7月21日（日）午後8時開始

場 所 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、全投票所の投票終了から1時間後の午後8時開始。開票場所は、これまで同様、八竜体育館としております。

以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第32号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 はい。それでは、議案第32号は原案どおり決定することと致します。次に、議案第33号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第33号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）」。

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 令和元年7月18日（木）午後5時30分

場 所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

参議院議員選挙の開票立会人につきましては、選挙区選挙の方は候補者が、比例代表選挙の方は名簿届出政党が、当該開票区の選挙人名簿に登録されている者の中から1人を定め選管に届け出ることができます。

開票立会人には、総数で3人以上10人以内という人数制限と、同一政党等2人までとする制限がございます。

そこで、届出のあった者が10人を超えるとき、それから同一政党等に所属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじを行って開票立会人を選任することになるため、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

嶋田委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第33号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、議案第33号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第34号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について」ということで、説明をお願いします。

畠山書記 議案第34号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）」。

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第49条の2第2項により読み替えて準用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり指定する。

期日前投票所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

日本国民で国外に居住する方に対しましては、「在外選挙」とい

う制度によって国政選挙の投票が認められておりますが、その在外選挙人の方が、選挙の時期に日本に帰国していた場合や、帰国後に国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、大使館、領事館等での在外投票ができなくなりますので、その場合は、国内で期日前投票ができる仕組みが法律上ございます。

在外選挙の期日前投票所は、選挙のたびに指定することになっておりますので、これを選管事務室に定めるものでございます。

なお、今現在、本町の在外選挙人名簿には1名登録となっております。

以上でございます。

嶋田委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（「特にございません。」の声有り。）

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第34号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 はい。それでは、議案第34号は原案どおり決定致します。

続きまして、議案第35号「選挙人名簿の移替えの延期について」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第15号「選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間

令和元年6月21日から令和元年7月21日まで

説明致します。

町内転居による投票区の移替えにつきまして、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、この移替えを延期できることになっております。

参議院選挙に伴いまして、6月20日（木）に選挙人名簿等のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの間は、町内転居による投票区の移替えは行わない取扱いとしております。

説明は以上でございますが、公示日、投票日につきましては現時点では確定ではありませんので、議案は全て「執行予定」という

ことで作っておりますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

嶋田委員長 無いようですが、議案第３５号につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声あり。）

嶋田委員長 異議無しということですので、議案第３５号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 続きまして、議案第３６号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」の説明を事務局よりお願いします。

畠山書記 はい。議案第３６号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）」。

令和元年７月２１日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第１４４条の２の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

説明致します。

参議院選挙に伴うポスター掲示場の設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区４９箇所、山本地区６２箇所、八竜地区４６箇所の計１５７箇所で、先の県議選と変更ございません。

設置場所につきましては、次の１９頁以降に別紙として一覧にしておりますが、これにつきましても変更はございません。

このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定により、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まりますが、前回と変わらず１５７箇所ということでございます。

嶋田委員長 それでは、只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

嶋田委員長 何かございませんか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 はい。それでは、議案第３６号につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 異議無しとのことですので、議案第３６号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第 17 号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」ということで、説明をお願いします。

畠山書記

議案第 37 号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）」。

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

次の 25 頁をご覧ください。

選挙当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、投票管理者と職務代理者を選任する必要があります。期日前投票につきましては、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各期日前投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

説明は、以上でございます。

嶋田委員長

只今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長

ご質問等無いようですが、本案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長

ご異議無いようですので、議案第 37 号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第 38 号「期日前投票立会人の選任について」の説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第 38 号「期日前投票立会人の選任について（参院選）」。

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

期日前投票におきましても、期間中、毎日 2 人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、琴丘地域拠点センターと山本総合支所の期日前投票所につきましては 27 頁に記載のとおり 5 名ずつ、八竜農村環境改善センターについては、28 頁にございますが、7 名を選任したいとしております。

以上で、説明を終わります。

嶋田委員長

はい。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

嶋田委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第３８号は原案どおり決定と致します。

次に、議案第３９号を議題としますが、本案のうち「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参加することはできませんので、「開票管理者の選任」に限り、議長を田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

田村委員 はい、分かりました。

嶋田委員長 皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いとのことですので、田村委員に議長をお願いします。よろしくをお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

議案第３９号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席ということをお願いします。

(嶋田委員長、退席)

事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第３９号のうち「開票管理者の選任」について。

令和元年７月２１日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、公職選挙法第６１条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任する者をもって充てるとなっておりますので、議案のとおり「嶋田委員長」にお願いしたいということで提案致します。

説明を終わります。

田村委員 議案第３９号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

田村委員 ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定と致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(嶋田委員長、着席)

嶋田委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第39号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということをお願いします。

(田村委員、退席)

事務局より説明をお願いします。

嶋田委員長 議案第39号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。
令和元年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

職務代理者につきましては、議案のとおり「田村委員」にお願いしたいということで提案しております。

説明を終わります。

嶋田委員長 議案第39号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

(「特にありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議無し。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

嶋田委員長 はい。それでは30頁の方で、今回の参議院選挙に係る公職選挙法改正の動向について、今後の日程と併せましてご説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前 10 時 09 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____